



- |  |
|--|
| <p>(8) 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第 103号）の運用に関する事。</p> <p>(9) 質屋営業及び古物営業の許可等に関する事。</p> <p>(10) 警備業の認定等に関する事。</p> <p>(11) 探偵業の届出等に関する事。</p> <p>(12) 銃砲等刀剣類の許可等に関する事。</p> <p>(13) 火薬類の許可等に関する事。</p> <p>(14) 高压ガス、放射性同位元素等危険物の指導等に関する事。</p> <p>(15) 風俗営業の許可等に関する事。</p> <p>(16) インターネット異性紹介事業の届出等に関する事。</p> <p>(17) 銃砲等刀剣類の取締りに関する事（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(18) 火薬類の取締りに関する事（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(19) 高压ガス、放射性同位元素等危険物の取締りに関する事。</p> <p>(20) 風俗関係事犯の取締りに関する事。</p> <p>(21) 雇用関係事犯の取締りに関する事。</p> <p>(22) 公害関係事犯その他の環境関係事犯（交通公害事犯を除く。）の取締りに関する事。</p> <p>(23) 薬事、医事その他保健衛生関係事犯の取締りに関する事（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(24) 生活経済関係事犯の取締りに関する事。</p> <p>(25) 質屋営業及び古物営業の取締りに関する事。</p> <p>(26) 警備業の取締りに関する事。</p> <p>(27) 探偵業の取締りに関する事。</p> <p>(28) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課の所掌に属しない事。</p> |
|--|

第3条の表生活環境課の項を削る。

第3条の表地域企画課の項中第5号を次のように改める。

- (5) 警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関する事。

第3条の表警備課の項に次の1号を加える。

- (10) 警察用航空機の運用に関する事。

第14条の表中

魚津警察署 富山南警察署 富山西警察署 射水警察署 砺波警察署	警務課 会計課 生活安全課 地域課 刑事課 交通課 警備課
入善警察署 黒部警察署 滑川警察署 上市警察署 氷見警察署 南砺警察署 小矢部警察署	警務課 会計課 刑事生活安全課 地域交通課 警備課

を

富山南警察署 富山西警察署 射水警察署	警務課 会計課 生活安全課 地域課 刑事課 交通課 警備課
入善警察署 黒部警察署 魚津警察署 滑川警察署 上市警察署 氷見警察署 砺波警察署 南砺警察署 小矢部警察署	警務課 会計課 刑事生活安全課 地域交通課 警備課

に改める。

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

